

町営三川・温泉スキー場施設電力供給の入札に関する質問に対する回答 2

11月7日から11月13日までに質問のあった件について、次のとおり回答します。

	質問内容	回答
1	最新の契約電力は、仕様書の予定使用電力量にある契約電力でしょうか。異なる場合は、最新の契約電力を教えてください。	契約電力は、仕様書別紙2のとおり、8月の実績値です。 なお、デマンド契約のため、最新の契約電力は変化する可能性はありますが、仕様書別紙3に示すとおり、ピーク月は、阿賀町役場本庁が2月、阿賀町文化福祉会館が12月、町営三川温泉スキー場が2月、多目的ふれあいセンターが3月となっており、現在の契約電力は同じと考えられます。
2	契約書第2条(契約金額)に、「夏季電力量料金単価」「その他季電力量料金単価」とあるが、区分については、「夏季」「その他季」のほかに、独自の区分(例えば、「冬季」等)を設定してもよいか。	基本料金単価、使用料金単価については、その他独自の区分を設定しても差し支えありません。 ただし、入札時においては、別紙2の予定使用電力量に基づき、入札金額を算出してください。
3	契約書第4条に契約電力について「仕様書に定めるとおりとする」とあるが、契約電力が500kW未満のため、次のように変更は可能か。  『契約における契約電力は、仕様書によらず、次のとおりとする。 (1) 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。 (2) 最大需要電力が500kWを上回った場合は、最大需要電力等を基に契約電力を甲乙の協議により定めることとする。』	可能です。 なお、提案の(1)については、仕様書2(2)アにも同様の記載をしています。 (2)については、契約時の契約書又は仕様書への追記事項とします。
4	契約書第6条の検査について、請求書に根拠となる事項があれば、事前の検査は不要ということで良いか。	請求書に基づき、検診結果を確認を実施します。
5	契約書第15条(権利譲渡の禁止)については、次の内容に変更は可能か。 『受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承継を得たとき、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して、売掛債権(第8条に規定する乙の電気料金の支払いの請求に係る権利をいう。)を譲渡するときは、この限りではない。』	契約書の変更は行いません。 ただし、質問の「又は信用保証協会……の権利をいう。」の部分については、当該事由が発生し得るときは、直ちに発注者に書面をもって協議することとしてください。
6	契約書第8条に「…これを受領した日から30日以内に受注者に対価を支払わなければならない。」とあるが、検針日から7営業日後までに請求書を発送し、同月末日までに支払いをすることは可能か。 また、請求書に記載する支払期限を月末日として良いか。	各月10日までに、発注者が請求書を受理できる場合は、月末日までの支払が可能です。 この場合にあつては、請求書に記載する支払期限を月末日としていただいて構いません。
7	契約書第11条(契約の解除)について、受注者の解除権として、下記のとおり追記することは可能か。  『乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。 (1) 第17条第1項の規定により業務内容を変更したために、契約金額が3分の2以上現象したとき及び業務の中止期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。 (2) 甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったとき。』	可能です。 契約時の契約書への追記事項とします。
8	過去1年間に、空調・照明工事等の電気使用量が大きく変わると推測される工事はあったか。あった場合、変更後の電力量は、月別予定使用電力量に反映されているか。	ありません。
9	契約期間中に、建替えや増築、トランス増量や受変電設備及び引込位置の移設・変更等、契約に影響する工事の予定はあるか。 また、そのような事由が発生した場合、協議により単価の見直しは可能か。	現在、予定する工事等はありませんが、契約期間内に事由が発生した場合は、協議に応じることとします。